

令和7年度 三次市立作木小学校いじめ防止委員会年間活動計画

三次市立作木小学校

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめは「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。また、全ての児童が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取り組むことができるよう、学校・保護者・地域社会全体でいじめの問題に取り組むことが重要である。

そのため、いじめの問題の克服に向け、いじめの防止等の基本的な方向を示す「作木小学校いじめ防止基本方針」を定め、国・県・市・保護者・地域・その他の関係者の連携の下、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 目的

- 三次市立作木小学校いじめ防止委員会は、いじめは「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することを目的に、学校組織としていじめ防止に向けた風土や文化を確立・継続するための研修等を計画・実施することを通して、児童や保護者にとって安心・安全な学校教育を提供することを目的として活動する。

2 委員会の構成

- 委員会は、校長、教頭、教務主任、保健主事、生徒指導主事、研究主任及び養護教諭をもって組織する。

3 委員会の開催

- 委員会は、原則として毎月企画委員会開催日に、校長が招集し開催する。

4 年間活動計画

- 委員会では、担当者から提出された職員全体研修の企画立案について協議するとともに、いじめ防止に向けた現状について意見交流を行うこととする。

研修予定月	研修内容	研修方法等	企画担当者
4月	☒ 運営規程・年間計画について ☐ いじめ防止基本方針 ☐ いじめの防止・初期発見初期対応	作木小学校校務運営規程・いじめ防止基本方針	教 頭
5月	☒ 情報交換 ☐ 学校の緊急連絡体制確認	危機管理マニュアル	教 頭
6月	☒ 情報交換 ☐ 第1回いじめアンケートの実施	いじめアンケート (児童・保護者)	保健主事
7月	☒ 情報交換・1学期のまとめ ☐ 第1回いじめアンケートのまとめ	○いじめ防止委員会 (いじめアンケート・面談結果)	生徒指導
8月	☒ 情報交換 ☐ 2学期にむけて		生徒指導 養護教諭
9月	☒ 情報交換 ☐ いじめの防止・初期発見初期対応		研究主任
10月	☒ 情報交換 ☐ いじめの防止・初期発見初期対応		生徒指導
11月	☒ 情報交換 ☐ 第2回いじめアンケートの実施	いじめアンケート (児童・保護者)	生徒指導
12月	☒ 情報交換・2学期のまとめ ☐ 第2回いじめアンケートのまとめ	○いじめ防止委員会 (いじめアンケート・面談結果)	生徒指導
1月	☒ 情報交換 ☐ 3学期にむけて		生徒指導 養護教諭
2月	☒ 情報交換 ☐ いじめの防止・初期発見初期対応	○いじめ防止委員会 (いじめアンケート・面談結果) 生徒指導資料(県教委)	生徒指導 養護教諭
3月	☒ 情報交換・3学期のまとめ ☒ 課題の整理、分析・次年度計画立案		教務主任

☒ いじめ防止委員会の活動内容
 ☐ 職員研修内容